無線従事者の資格を要しない簡易な操作を定める件の一部を改正する告示案等についての意見募集の結果及び意見に対する総務省の考え方

(平成 27年11月25日から同年12月24日 意見募集)

【意見提出:1件】

意見提出者	意見	総務省の考え方	提出意見を踏まえ た案の修正の有無
(一社)全国船舶無線協会	【意見】 新スプリアス確認設備を使用する無線局への救済措置であるため、今回の関係規定の整備に賛成します。 【要望】 平成21 年総務省告示第471 号 (小規模な船舶局に使用する無線設備として総務大臣が別に告示する無線設備を定める件)の一部を改正する告示案については、以下の点について要望します。 1. 旧スプリアス設備は、平成17 年改正省令の附則の経過措置により平成29 年11 月30 日までに限り、新規則の規定に係わらず、旧規則の規定により無線局の免許等又は無線設備の工事設計の変更の許可を受けることができますので、「無線局から削られた無線設備を除く。」の次に「なお、平成29 年11 月30 日までは、従前の例によることができる。」などと一文を加えていただきたい。また、案では括弧書きで「免許手続規則第15 条の5 第1 項第2 号の規定を受けた場合を除く。」となっています。この案では同一設置	【意見】 賛成のご意見として承ります。 【要望】 1 平成 19 年 11 月 30 日以前に 製造された無線とで、平の設 備規則の条件にある合うにの条件にある合うに開設・無線設備のと 日以降であった。 日以降であった。 日以降であった。 日以降であった。 日以降であった。 日以降であった。 日以降であった。 日以降であった。 日以降であった。 日以降であった。 日以降であった。 日以降であった。 日以降であった。 日以降であった。 日以降であった。 日以降であった。 日以降であった。 日以降であった。 日はであった。 日はであった。 はいて、 のであった。 のであった。 のであった。 はいであった。 にに、 のであった。 はいであった。 はいであった。 はいであった。 はいであった。 はいであった。 はいであった。 はいであった。 はいであった。 はいであった。 はいであった。 はいであった。 はいであった。 はいであった。 はいであった。 はいであった。 はいである。 はいである。 はいである。 はいである。 はいである。 はいである。 はいである。 はいののでは、 はいののでは、 はいののでは、 はいののでは、 はいののでは、 はいののでは、 はい	無
	場所での廃止新設は行えますが、平成29 年11 月30 日までに無線局に設置された新スプリアス確認設備を平成29 年12 月1 日以降に新建造等の代船に設置して廃止新設を行うことができません。このた	当するか否かは判断できると 考えられますので、原案どおり	

- め、設置場所の変更を伴う廃止新設が可能となるようにご配慮をお願 いします。
- 2. 27MHz 帯SSB 25W 及びAIS-SART (見なし検定) は、小規模な船舶局 に使用する無線設備に含まれていないため、特定船舶局ではなく船舶 局として無線局を開設して無線検査を受ける必要があります。このた め、簡易な手続きで無線局を開設し、船舶の航行の安全と免許人の利 便性を図りたいので、以下の無線設備を小規模な船舶局に使用する無 線設備に追加していただきたい。
- (1) H3E電波又はJ3E電波26.1MHz を超え28MHz 以下の周波 数を使用する空中線電

カ25ワット以下の適合表示無線設備

(2) 捜索救助用位置指示送信装置(電波法施行規則第11条の5第1号 2 今回の意見募集の対象外の の機器)

とします。

また、設置場所の変更を伴う 廃止、新設については、従来よ り、免許規則第15条の5第1 項第2号では対象外となって おりますので原案どおりとし、 本要望につきましては、小規模 な船舶局に使用する無線設備 の条件の見直しに係る施策に おいて参考とさせていただき ます。

ご要望ですが、今後の施策の参 考とさせていただきます。